

立候補までの準備（その4）

【公費負担：公選はがき】県議会議員候補者は、**8000枚**まで出せます。

公選はがきは、どちらかを選択できます。

- A、選挙運動用通常葉書無償葉書
- B、候補者手持葉書

川本さんは、候補者手持葉書を選びました。

公選葉書は、4月1日の告示以後、唯一 候補者から有権者に届けることができるものです。

【候補者手持はがき】



この印刷代などは、候補者負担です。

ここには、推薦文などが入れられます。



【公選葉書の宛名は誰が書くの？】

公選葉書は、候補者を支援する人たちに自分の知人などに出せるように宛名を書いていただいたり、紹介いただき、スタッフが記入したりします。

支援者の方に公選葉書の記入をお願いする準備として、

①



②



①と「料金受取人 払承認請求書」を郵便事業株式会社緑支店に提出し、承認の番号を印刷します。

②は、支援者の方が、宛名を記入した葉書や紹介者一覧を封筒に入れ、選挙事務所に送ってくださる時に郵便料金が「受取人払い」になっています。

公選葉書の書き方の説明です。公選葉書は、切手を貼って投函したり、そのまま各戸のポストの投函すると選挙違反になりますので、きちんと説明する必要があります。

③

